第三十八条第二項ただし書中「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十一条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで　削除

第四十六条第一項中「掛金」を「第百条第一項に規定する掛金等」に、「同項」を「第百一条第三項」に改める。

第四十七条から第五十条までを次のように改める。

第四十七条から第五十条まで　削除

第五十二条の二中「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同条を第五十二条の四とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

（標準報酬）

第五十二条の二　標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二二五、〇〇〇円未満
第一五級	二二五、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上　二三五、〇〇〇円未満
第一六級	二三五、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上　二四五、〇〇〇円未満
第一七級	二四五、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上　二五五、〇〇〇円未満
第一八級	二五五、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上　二六五、〇〇〇円未満
第一九級	二六五、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上　二七五、〇〇〇円未満
第二〇級	二七五、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上　二八五、〇〇〇円未満
第二一級	二八五、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上　二九五、〇〇〇円未満
第二二級	二九五、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上　三〇五、〇〇〇円未満
第二三級	三〇五、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上　三一五、〇〇〇円未満
第二四級	三一五、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上　三二五、〇〇〇円未満
第二五級	三二五、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円以上　三三五、〇〇〇円未満
第二六級	三三五、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上　三四五、〇〇〇円未満
第二七級	三四五、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上　三五五、〇〇〇円未満
第二八級	三五五、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上　三六五、〇〇〇円未満
第二九級	三六五、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上　三七五、〇〇〇円未満
第三〇級	三七五、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上　三八五、〇〇〇円未満
第三一級	三八五、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第三二級	三九五、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四〇五、〇〇〇円未満
第三三級	四〇五、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上　四一五、〇〇〇円未満
第三四級	四一五、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第三五級	四二五、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四三五、〇〇〇円未満
第三六級	四三五、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円以上　四四五、〇〇〇円未満
第三七級	四四五、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第三八級	四五五、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四六五、〇〇〇円未満
第三九級	四六五、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上　四七五、〇〇〇円未満
第四〇級	四七五、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第四一級	四八五、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　四九五、〇〇〇円未満
第四二級	四九五、〇〇〇円	四九五、〇〇〇円以上　五〇五、〇〇〇円未満
第四三級	五〇五、〇〇〇円	五〇五、〇〇〇円以上